

## 石川県在宅障害児等療育相談支援事業

### 1. 目的

この事業は障害児(者)施設等の機能を活用し、在宅障害児等に早期診断とそれに基づいた適切な治療や訓練を提供し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援等を実施することにより、障害理解を促し、生活環境を整えることにより、基本的な社会生活能力の向上をはかり、地域における療育、相談支援の充実、在宅障害児等の向上を図ることを目的とする。

### 2. 実施主体

実施主体は、石川県であり、平成18年10月より社会福祉法人四恩会が委託を受け、能登中部圏域（宝達志水町～七尾市）にて展開している。

### 3. 事業内容

在宅支援訪問療育等指導事業

在宅支援外来療育等指導事業

施設支援一般指導事業

### 4. 療育相談の内容

療育の希望、診断を受けるにあたっての相談、就学相談、気になる子どもの状態についての相談など、地域の在宅障害児等及びご家族に対して各種の相談・指導を行う。また保育園訪問にて、発達障害児の対応方法についての指導を行う。

### 5. ポーテージプログラムによる指導

現在「サポート・アメニティ あらいぶ」においては、ポーテージプログラムによる指導を行っている。これは、アメリカ合衆国ウイコンシン州ポーテージ市の「教育行政援助機関」において開発されたプログラムである。現在では全米各地のほか世界90カ国以上で広く活用されている。

「社会性・言語・身辺自立・認知・運動」の項目別に一人ひとりの子どもに応じたアプローチをする個別プログラムで、親が指導の中心的役割を担い、主に家庭での日常生活の中で指導していくものである。